

と体得せしむること。

(三)、産業に関する全国的祭典を行ふこと。

日本の産業精神を作興するため、紀元節又は適當の日を選んが産業祭を行ふこと。

(四)、雇傭関係に規制した法律（工場法、鉱業法、商店法等）の巻頭に産業の指導精神を掲げて、當該法文を一貫する指導原理を明示すること。或は産業告諭を發すること。

(五)、右の指導精神を就業規則又は労働手帳の冒頭に掲げたこと。社是を有するものはこの際右の指導精神に徴して社是を吟味し、就業規則又は労働手帳の冒頭に掲げること。

(六)、右の指導精神普及徹底に當つて事業者及労働者團體の協力は素より特に政府及地方官憲の協力に依り、舉國一致の國民運動として發展することとに勵力すること。

(七)、右の指導精神を宣揚し、勞資関係を調整し以て厚生政策の完璧を期すため、有力なる一大中央機關を設置すること。

イ、中央機關は事業者従業員に對して物心兩面から啓蒙運動を行ひ、教育福利運動に関する指導の任に當ること。

ロ、中央機關は産業労働関係の諸団体、保険銀行等の資本諸団体、社會教化団体等を以て組織すること。